

専門職後見人と市民後見人の複数選任について

1 概要

現在、本市の市民後見人は広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との複数後見という形で、市民後見人候補者バンク登録者 33 名のうち 2 名が広島家庭裁判所から選任され後見活動を行っているが、こうした市民後見人には地域住民としての目線を持ち、本人の代弁者として、被後見人により身近できめ細やかな支援ができるという強みがあり、後見事務等の担い手として期待されていることから、近い将来、市民後見人が単独で受任できるよう取り組む必要がある。

市民後見人の単独受任の実現には、後見人としての活動実績を積み重ねることが重要であると考えるため、本人の利益を一番に考え、市民後見人の受任が適切だと判断されるケースについては、市民後見人の受任に向けて積極的に受任者調整を行っていく必要がある。

しかしながら、現在、市民後見人の受任者調整の対象は、市社協が法人として受任している約 10 ケースにとどまっていることから、33 名のバンク登録者全員を受任者調整することは困難であり、養成研修を修了し、成年後見に一定の知識を身に付けた人材の適切な活用も進まない状況が続いている。

このことから、本人の利益等を考慮した結果、市民後見人の受任が適切な事案だと判断されるケースに対しては、市民後見人の受任をこれまで以上に積極的に進めていくため、令和 5 年度以降は、市民後見人の受任者調整の対象範囲を、専門職後見人の受任ケースにも拡大し、専門職後見人が受任しているケースのうち、市民後見人の受任が適切なケースに対しても受任者調整していく。

2 市民後見人の単独受任を見据えた専門職後見人との複数後見について

- (1) 専門職後見人と市民後見人の複数受任に係る受任スキーム（案）について

資料 2 - 2 のとおり

- (2) 市民後見人の受任基準について

資料 2 - 3 のとおり